

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	京都市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法及び京都市国民健康保険条例に関する事務であって番号法別表第1に規定される主務省令第24条で定める以下の事務について、特定個人情報ファイルを使用する。 ①資格に関する事務(申請等の受理、審査、請求に対する応答及び被保険者証の交付) ②給付に関する事務(各種保険給付の支給、各種認定証の交付等) ③賦課に関する事務(保険料の賦課) ④徴収に関する事務(保険料の徴収及び保険給付の一時差し止め) 【平成30年4月からの国民健康保険改革(以下、「国保都道府県化」という。)に伴う事務の概要】 ①資格継続業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。 【令和3年3月運用開始予定のオンライン資格確認に関する追記(以下「オンライン資格確認に関する追記」という。)] 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「京都府国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険関連情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 【オンライン資格確認に関する追記】 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報提供 法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番 第2項、3項、6項、13項、16項、19項、27項、38項、42項、48項、56項、65項、69項、 70項、83項、87項、115項、116項、125項、131項、137項、141項、145項、158項、 161項、164項、165項、166項、173項 2 情報照会 (1)法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の項番 第69、70、71項 (2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条 【オンライン資格確認に関する追記】 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階 TEL 075-213-5861
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・原則、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	Ⅰ 1 ②事務の内容	右記を追加	【平成30年4月からの国民健康保険改革（以下、「国保都道府県化」という。）に伴う事務の概要】 ①資格継続業務 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 ②高齢該当回数数の引き継ぎ業務 被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高齢者費負担に係る高齢 該当回数を引き継ぐ。	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅰ 4 ②法令上の根拠	右記に変更	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、9項、12項、15項、17項、22項、24項、27項、30項、33項、39項、42項、46項、58項、62項、78項、80項、81項、87項、88項、93項、95項、97項、106項、109項、120項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、5条、15条、19条、20条、25条、33条、41条の2、43条、44条、46条、49条、53条、55条の2 2 情報照会 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条の2、26条	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
平成29年3月2日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年3月2日	Ⅱ 2いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	「Ⅰ 関連情報」-「6. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	保険年金課長 出口 一行	保険年金課長 志摩 裕文	事後	当該職員の変動による修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年10月30日	「Ⅰ 関連情報」-「6. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	保険年金課長 志摩 裕文	所属長名を所属長の役職名に変更	事後	様式の変更があったため。
令和2年10月30日	「Ⅳ」リスク対策」	—（項目なし）	様式変更に伴う項目の追加	事後	様式の変更があったため。
令和2年10月30日	「Ⅰ 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」	右記を追加	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により—（以下省略）	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年10月30日	「Ⅰ 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	右記を追加	【オンライン資格確認に関する追加】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第6条第1項（利用範囲） 別表第1 項第30 ・番号利用法別表第10の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正に伴って特定個人情報の取扱いが変わるものであるため事前に評価を行う必要がある。
令和2年1月4日	「Ⅰ 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	右記を追加	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事前	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の反映
令和2年1月4日	「Ⅰ 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二 略 2 情報照会 (1)番号法第19条第7号 別表第二 略	1 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表第二 略 2 情報照会 (1)番号法第19条第8号 別表第二 略 (2)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条	事前	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予約金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）」の反映
令和2年1月4日	全項目	-	-	事前	令和4年6月24日付け 文書作成の要綱について（依命適速）の反映
令和4年5月2日	「Ⅰ 関連情報」-「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「請求先」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上の上 本館市駅前488番地 TEL 075-222-3215	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上の上 本館市駅前488番地 TEL 075-222-3215	事前	組織改正による修正のため、重要な変更にはあたらない。
令和2年1月18日	「Ⅰ 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表1の30の項	番号法第9条第1項 別表の44の項	事後	法改正による修正であり、軽微な修正のため事後とする。
令和2年1月18日	「Ⅰ 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」 「Ⅳ」リスク対策」-「2. データを安全に保管する作業」-「人的ミスが発生するリスクへの対策は十分にである」	「Ⅰ 情報提供」及び「2 情報照会」における法令上の根拠 「Ⅳ」リスク対策」-「8 入手を介在させる作業」-「事前の検証」	「Ⅰ 情報提供」及び「2 情報照会」における法令上の根拠について、「法令19条第8号の利用特定個人情報提供に関する命令」を反映させた記載に変更。 十分にである	事後	法改正による修正であり、軽微な修正のため事後とする。
令和2年1月18日	「Ⅳ」リスク対策」-「11. 変更履歴」	—（項目なし）	様式変更に伴う項目の追加	事後	様式の変更があったため。
令和2年1月18日	「Ⅳ」リスク対策」-「11. 変更履歴」	—（項目なし）	様式変更に伴う項目の追加	事後	様式の変更があったため。